

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 3 号

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 6 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 号アの表中

300円
1, 500円

を

250円
1, 250円

に改め、別表第 3

第 3 号アの表中

300円
1, 200円
160円
640円

を

250円
1, 000円
170円
680円

に改め、別表第 3 第 4 号アの

表中

160円
80円

を

200円
100円

に改め、別表第 3 第 5 号アの表中

2, 050円
8, 200円
4, 100円

を

2, 300円
9, 200円
4, 600円

に、

160円
480円
800円

を

170円
510円
900円

に

16,400円

」

18,400円

」

2,400円

」

2,700円

」

改める。

別表第4第1号の表中

200円
600円

を

260円
780円

に改

」

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、別表第3第2号アの改

正規定及び同表第3号アの改正規定(

300円
1,200円

を

250円
1,000円

に改め

」

る部分に限る。)並びに次項の規定は、令和8年7月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3第2号ア及び第3号ア(青野原グラウンド(テニスコート)に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3第3号ア(青野原グラウンド(テニスコート)に係る部分を除く。)及び第5号アの規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。